

HEM-Net「ドクターヘリ支援事業」の概要

1. ドクターヘリ支援事業の理念

本事業は、救急患者の救命率の向上と予後の改善を期し、救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）を用いた救急医療の質の向上を図るため、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」（平成19年6月27日法律第103号）第9条の規定に基づく厚生労働大臣の登録を受けた認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク（HEM-Net）が、個人・企業・民間団体等から、社会連帯と互助の精神に基づく基金を募り、政府および都道府県を補完して、同法同条に定める助成金交付事業として行うものである。

2. 呼称と基金

本事業は、「ドクターヘリ支援事業」（以下、単に事業という。）と呼称し、事業を遂行する基金を募金するため、「ドクターヘリ支援基金」を設ける。

3. 事業の内容

(1) 医師・看護師等研修助成事業（第1号事業）

病院の開設者に対し、ドクターヘリに搭乗する医師および看護師等の研修ならびにドクターヘリの運航の責任に当たる医師の研修に要する費用を助成すること。

○ 研修担当病院

研修担当病院は、日本航空医療学会から指定施設としての認定を受けたドクターヘリ運航病院であって、3年以上の運航実績を有し、かつ、研修受け入れ意思のあるもののうちから選定する。

（注）平成22年4月1日現在の研修担当病院は、次のとおりである。

- 北海道・手稲溪仁会病院
- 千葉・日本医大千葉北総病院
- 神奈川・東海大学医学部付属病院
- 静岡・聖隷三方原病院
- 愛知・愛知医科大学病院
- 和歌山・県立医大付属病院
- 岡山・川崎医大付属病院
- 福岡・久留米大学病院
- 長崎・国立病院機構長崎医療センター

○ 研修の実施

△ 研修は、これからドクターヘリを導入しようとする病院においてドクターヘリに搭乗して活動することが予定されている者およびドクターヘリ運航の責任者となることが予定されている者を研修担当病院に派遣して行う。

△ 研修は、研修員の所属する病院（研修員派遣病院）と研修担当病院の間で締結

される研修契約に基づいて行う。

△ 研修担当病院は、研修指導チームを構成し、研修員に対し、ドクターヘリに搭乗して行なう実務修習を中心に、実践的研修を実施する。

○ 研修コースと研修期間

△ 研修コースは、ドクターヘリ搭乗医師研修コース、ドクターヘリ搭乗看護師研修コースおよびドクターヘリ運航責任者研修コースの3コースとし、それぞれに、長期コースと短期コースを設ける。

△ 研修期間は、医師長期コースについては3ヶ月間、同短期コースについては1ヶ月間、看護師長期コースについては1ヶ月間、同短期コースについては2週間、運航責任者長期コースについては1ヶ月間、同短期コースについては2週間とする。

△ HEM-Net は、医療現場の実情に応じ必要があると認めるときは、研修調整委員会の議を経て、各研修コースにつき上記以外の研修期間を設定することができる。

○ 研修員に必要な資格

研修員に必要な資格は、日本航空医療学会が、上記の研修コースごとに定める基準に基づいて決定する。

(注) 平成22年4月1日現在、必要資格は、次のとおりである。

- ヘリ搭乗医師研修にあつては、5年以上の臨床経験と救急専任医として1年以上の診療経験を有する者であつて、JATEC コースまたは JPTEC コースを受講した者
- ヘリ搭乗看護師研修にあつては、5年以上の看護師経験と3年以上の救急看護師経験を有する者
- 運航責任者研修にあつては、日本救急医学会救急科専門医の資格を有する者

○ 研修カリキュラム

研修は、日本航空医療学会に委嘱して作成する標準カリキュラムに準拠して実施する。

○ 研修調整委員会の設置

△ HEM-Net と日本航空医療学会は、研修の円滑な実施を確保するため、研修の実施に関する調整を行なう研修調整委員会を設置する。

△ 研修調整委員会は、研修員の受け入れに関する研修員派遣病院と研修担当病院とのマッチングを行なう他、研修コースの長期・短期の選択、研修員の受け入れ

時期、受け入れ研修員数等に関し、調整を行う。

○ 研修費用助成の基準額

助成基準額は、研修コースごとに、次のとおりとする。

△	ドクターヘリ搭乗医師長期研修については	270万円
△	ドクターヘリ搭乗医師短期研修については	90万円
△	ドクターヘリ搭乗看護師長期研修については	70万円
△	ドクターヘリ搭乗看護師短期研修については	35万円
△	ドクター運航責任者長期研修については	100万円
△	ドクターヘリ運航責任者短期研修については	50万円

(2) 調査・研究助成事業（第2号事業）

病院の開設者に対し、ドクターヘリの有効性を検証し、または、ドクターヘリの効率的な運用を図るために行う調査・研究等に要する費用を助成すること。

○ 調査・研究助成金の申請

調査・研究助成金は、病院の開設者が、原則として、毎年末までに、HEM-Netに提出する助成金申請に基づき、翌年4月以降、交付する。

○ 助成金の申請および額

調査・研究助成金は、申請に基づき、「ドクターヘリ支援事業審議会」の審議を経て、助成額を決定し、交付する。

● 想定助成事例

- △ ドクターヘリの救命率向上効果に関する調査・研究
- △ 夜間運航の安全性の確保に関する調査・研究
- △ 高速道路上への着陸の安全性に関する調査・研究
- △ 離島・山間へき地におけるドクターヘリの安全性に関する調査・研究

(3) 運航円滑化・高度化業務助成事業（第3号事業）

上記1号および2号に定める事業の他、病院の開設者に対し、ドクターヘリの運航の円滑化と高度化に資する業務に要する費用を助成すること。

○ 運航円滑化・高度化業務助成金の申請および額

上記2号に定める「調査・研究助成金」の場合と同じ。

● 想定助成事例

- △ ドクターヘリ運航病院間の連絡協議会の開催
- △ ドクターヘリ運航チームのチーム力強化方策の検討会の開催
- △ 地域住民の理解を高める広報対策に関する事例検討会の開催

4. 「ドクターヘリ支援事業審議会」の設置

- (1) 事業の適正な運用を期するため、HEM-Net に、部外有識者からなる「ドクターヘリ支援事業審議会」を設置する。
- (2) 「ドクターヘリ支援事業審議会」は、HEM-Net の行なう助成金の交付を審議する他、事業の運用に関し、必要な助言を行う。
- (3) 「ドクターヘリ支援事業審議会」の審議委員は、HEM-Net 総会の承認を得て、HEM-Net 理事長が委嘱する。

5. 特別会計

「ドクターヘリ支援基金」の管理・運営は、HEM-Net の従来会計とは別に、特別会計を設けて行い、その適正を期する。